



お知らせ

ぐんま緑の県民税の課税期間を5年間延長しました

ぐんま緑の県民税は、平成26年度から県民税均等割の超過課税として導入し、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくために活用しています。具体的には、水源地域の森林整備やボランティア活動・森林環境教育の推進など、森林環境を保全するための施策に充てられています。

引き続き森林環境を保全するための施策に必要な財源を確保するため、ぐんま緑の県民税の課税期間を5年間延長することとしました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【税率など】

・課税対象…個人の県民税均等割、法人の県民税均等割を納める人・事業者

・年間納税額(率)…個人：年間700円、法人：法人の県民税均等割の税額の7%相当額(年間1400円～5万6千円)

・課税期間…個人：10年度課税まで、法人：11年3月31日(土)までに終了する事業年度分まで

【問】

・税の使い道に関すること…県庁林政課(☎027-226-3930)

・税の仕組みに関すること…県庁税務課(☎027-226-3771)

県立図書館特別整理休館

県立図書館は、春季特別整理のため、次のとおり休館します。

【休館期間】

3月4日(月)～8日(金)

※4日は通常休館日です

【問】 県立図書館(☎027-231-3008)

県生涯学習センタープラネタリウム投影の中止

プラネタリウムホールの修繕作業のため、次のとおりプラネタリウム投影を中止します。

【中止期間】

3月13日(水)～22日(金)

※16日(土)、17日(日)は投影します

【問】 県生涯学習センター(☎027-220-1876)

県不妊・不育専門相談センター 県民公開講座

県不妊・不育専門相談センターでは、不妊・不育の専門医を講師に招き、県民公開講座を実施します。

どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

【日】 3月16日(土) 午後2時～4時30分

【所】 県庁(前橋市大手町)

【定】 60人(限)

【料】 無料

【受】 3月11日(月)まで

【申し込み方法】 県不妊・不育専門

相談センターホームページから登録してください

【問】 県庁児童福祉・青少年課(☎027-226-2606)

労働者個人と事業主との間のトラブルを調整します

県労働委員会では、労働者個人と事業主の、労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)を解決するための支援をしています。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が公正中立な立場から両者の間を調整して、話し合いによる解決を目指します。

【日】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※祝日を除く

【所】 県庁(前橋市大手町)

【対】 県内にある事業所の労働者・事業主

【対象事案】 解雇、雇い止め、配置転換、パワハラ、懲戒処分など労働条件その他労働問題に関する紛争

【料】 無料

【相談方法】 ☎または☒

【問】 県労働委員会事務局(☎027-226-2783)

「パートナーシップ構築宣言」への登録にご協力ください

「パートナーシップ構築宣言」の登録企業を、随時募集しています。

「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先や下請け企業との共存共栄関係を築くため、企業規模の大小にかかわらず、発注側が自社の取引方針を宣言する取り組みです。

また毎年3月と9月は「価格交渉促進月間」です。適切な価格設定の促進にご協力をお願いします。

【他】 詳しくは「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトをご覧ください

【問】 県庁地域企業支援課(☎027-226-3359)



山火事を防ごう!～群馬の大切な森林を守るため～

森林は、ひとたび山火事が起きると広範囲に被害をもたらす恐れがあり、森林の大切な機能が損なわれる可能性があります。一度焼けてしまった森林を元の姿に戻し、機能を回復させるまでには、長い時間と多くの費用が必要になります。

県では、例年山火事が多発する時期である3月1日から5月31日までを「山火事予防運動期間」とし、パトロールなど予防対策を強化しています。

県民共有の財産である群馬の大切な森林を守るため、山火事予防にご協力ください。

【山火事の原因】

人為的な原因による出火がほとん

どです。近年は、家の庭や田畑の周りでのたき火から、山林に燃え広がる事例などが多くなっています

【山火事を防ぐために】

私たち一人一人が火の取り扱いに気を付けることで山火事の発生を防ぐことができます。山火事を防ぐため、特に次のことに気を付けましょう

- ・風の強い時や枯れ草などの近くでは、たき火をしない
- ・空気が乾燥している時は、火元を離れる前に確実な消火の実施と残火の確認をする
- ・たばこの吸い殻は必ず消して、投げ捨てしない

【問】 県庁林政課(☎027-226-3221)



3年2月に桐生市内で発生した山火事の様子(県警察航空隊提供)

自動車税(種別割)は4月1日の所有者に課税されます

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者に課税される県税です。

自動車を買ったり廃車したりした場合や、住所・氏名が変更になった場合などは、3月29日(金)までに運輸支局で車検証の変更手続きをしないと、既に使用していない自動車の税金が課税されたり、納税通知書が届かなかったりするなどの原因となります。手続きを販売業者などに依頼した場合は、手続きが済んでいるか必ず確認してください。

車検証の住所変更が間に合わない場合は「ぐんま電子申請受付システム」で一時的に納税通知書の送付先を変更できます。

【他】 詳しくは【HP】をご覧ください

【問】

・自動車税について…県自動車税事務所(☎027-263-4343)、県行政税務事務所

・登録について…関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)



進学・進級時における少年の非行被害防止対策

進学・進級の時期は、生活環境の変化に伴い、少年が夜遊びや喫煙、万引きなどの非行に走ったり、インターネットの利用に起因した性犯罪などの被害に遭ったりすることが懸

念されます。

少年サポートセンターでは、少年に関するさまざまな相談に対応しています。

【問】 県警察本部子供・女性安全対策課(☎027-243-0110)、少年サポートセンター(☎027-289-6610)



創業者・再チャレンジ支援資金

新たに事業を始めようとする人や再起業しようとする人を資金面から支援します。

【対】

- ・新たに事業を始めようとする人、創業後5年未満の人
- ・廃業後5年未満で再起業しようとする人

【内】

- ・資金使途…設備資金、運転資金
- ・融資限度額…3500万円～4500万円以内
- ・利率…年1.55%以内
- ・融資期間…設備資金10年以内(うち据え置き2年以内)、運転資金5年以内(うち据え置き1年以内)

【甲】 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金

【他】 信用保証を付ける必要があります(一部の要件では保証料の引き下げがあります)。担保・保証人は保証により異なります。詳しくは【HP】をご覧ください

【問】 前期申込先、県信用保証協会(☎027-231-8875)、県庁地域企業支援課(☎027-226-3332)

最低賃金を確認しましょう

最低賃金とは、使用者が労働者に支払う賃金の最低限度額のことです。産業や職種に関わりなく適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」があります。

事業主、労働者の皆さんは、最低賃金をしっかり確認しましょう。

県最低賃金額(1時間当たり)

【地域別最低賃金(5年10月5日発効)】

935円

【特定最低賃金(5年12月29日発効)】

- ・製鋼・鉄素形材製造業…1017円
- ・一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業…1006円

【減額特例】 最低賃金を一律に適用すると、雇用機会を狭める可能性がある労働者に対して適用されるものです ※群馬労働局長の許可が必要です

【問】 群馬労働局(☎027-896-4737)、各労働基準監督署、県庁労働政策課(☎027-226-3402)